年次有給休暇の付与日数 早見表（労働基準法39条、施行規則24条の3）

週の所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続 6か月	勤続 1年6か月	勤続 2年6か月	勤続 3年6か月	勤続 4年6か月	勤続 5年6か月	勤続 6年6か月以上
通常の労働者	週5日以上・週30時間以上・年217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週4日	年169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週3日	年121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日	年73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
週1日	年48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

比例付与は週の所定労働時間が30時間未満の人だけに使います。

雇い入れた日から6か月続けて勤め、全労働日の8割以上出勤した人に10日を与え、その後は1年ごとに表の日数を与えます。前の1年の出勤が8割未満なら、その年は与えなくてよいとされています。

週の所定労働時間が30時間未満で、週の所定労働日数が4日以下（週で決まっていない人は年216日以下）の人には、比例付与の表の日数を与えます。30時間以上なら日数が少なくても通常の表です。

年次有給休暇の権利は、使えるようになった日から2年で時効により消えます（労働基準法115条）。

出典：e-Gov法令検索 労働基準法（39条1項～10項、115条）（2026-11-13確認）、e-Gov法令検索 労働基準法施行規則（24条の3・24条の5・24条の6・24条の7・55条の2、附則71条）（2026-11-13確認）、厚生労働省 年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説（2023.02版、付与日数の表 p.3、管理簿、前倒し付与、基準日の統一）（2026-11-13確認）